

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2025 年 4 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「資産管理契約」です。

第 29 講 「資産管理契約」

(確定拠出年金法第 8 条 ほか)

「資産管理契約」とは、企業型年金において、給付に充てる積立金を企業の財産と分別して管理するための契約です。資産管理契約に関する規定としては、確定拠出年金法第 8 条（資産管理契約の締結）、同施行令第 9 条（資産管理契約）、同施行規則第 8 条（資産管理契約の要件）などがあります。まず、確定拠出年金法第 8 条を見てみましょう。

確定拠出年金法第 8 条（資産管理契約の締結）

第 1 項 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

- 一 信託会社（略）、信託業務を営む金融機関又は企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約
- 二 生命保険会社（略）を相手方とする生命保険の契約
- 三 農業協同組合連合会（略）を相手方とする生命共済の契約
- 四 損害保険会社（略）を相手方とする損害保険の契約

第 2 項 前項各号に規定する者は、正当な理由がある場合を除き、同項各号に掲げる契約（以下「資産管理契約」という。）の締結を拒絶してはならない。

第 3 項 資産管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に資産管理契約の相手方となるべき者を定めて、資産管理契約を締結しなければならない。

第 4 項 資産管理契約が解除されたときは、当該解除された資産管理契約に係る資産管理機関は、速やかに、当該資産管理契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理機関に移換しなければならない。

第 5 項 前各項に定めるもののほか、資産管理契約の締結に関し必要な事項は、政令で定める。

第 8 条第 1 項により、企業型年金を実施する事業主は、給付に充てるべき積立金について、資産管理契約を締結しなければなりません。資産管理契約の相手方となる者の範囲は、同項の第 1 号から第 4 号に定めがあり、信託会社（信託銀行）、生命保険会社、農業協同組合連合会、損害保険会社の 4 つが記載されています。このほかに、確定拠出年金法第 53 条（企業年金基金の業務の特例）第 1 項により確定給付企業年金の「企業年金基金」、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」による同条の読替により「厚生年金基金」が資産管理契約の相手方となることができ（以下「企業年金基金及び厚生年金基金」を「企業年金基金等」と表記します）。この場合、企業年金等の資産と分別する必要があることから、確定拠出年金法第 53 条第 2 項により、資産管理契約に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければなりません。

なお、これらの資産管理契約の相手方のことを「資産管理機関」といいます。事業主が資産管理機関を選任する際

は、法令解釈第9. 1の事業主の行為準則により、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、専門的能力の水準等に関して複数の機関の評価を行うことなどにより選任しなければなりません（第23講参照）。

これに対し、個人型年金では、資産の管理は本来は国民年金基金連合会が行うものですが、確定拠出年金法第61条（事務の委託）により、他の者に委託することができるとされています。ただし、この場合は資産管理契約ではなく事務委託契約であり、契約の相手方は資産管理機関ではなく事務委託先金融機関といいます（第27講参照）。

事業主から資産管理機関に対して資産管理契約の申込みがあった場合は、資産管理機関は、第2項により、正当な理由がある場合を除いて契約の締結を拒絶することができません。資産管理機関が欠ける場合や、変更する場合についても定めが設けられており、資産管理機関が欠けることとなる場合には、第3項により、事業主は、別に資産管理契約の相手方となる資産管理機関を定め、資産管理契約を締結しなければなりません。つまり、資産管理機関がない状態があってはならないということです。事業主が資産管理機関を変更した場合は、資産管理契約を解除された資産管理機関は、第4項により、速やかに、積立金を、事業主が定めた別の資産管理機関に移換しなければなりません。

また、資産管理契約は一定の要件を満たすものでなければなりません。資産管理契約の相手方により条文上の文言は異なりますが、概ねの内容は同様であり、確定拠出年金法施行令第9条では、企業型年金の給付に充てることを目的とするものであること、加入者等を受益者、被保険者、または被共済者とするものであることが求められます。確定拠出年金法施行規則第8条では、さらに細かい要件が定められており、主な内容としては、以下のものが挙げられます。

- ① 信託財産や払込保険料等資産（以下「資産」）の運用は、記録関連運営管理機関等の通知（加入者等の運用指図を取りまとめたもの）にのみ基づいて行われるものでなければなりません。
- ② 資産からの金銭の支払は、確定拠出年金の給付を支給する場合に限り行われるものでなければなりません。ただし、企業型年金規約の定めに基づいて、企業型年金の実施に要する事務費に充てるために行われる信託財産からの支払は認められます。
- ③ 資産は、事業主に掛金相当額を事業主に返還できる場合を除いて事業主に返還することはできません。

事業主への返還は、使用期間が3年未満で加入者資格を喪失した場合に、事業主が拠出した掛金相当額の全部または一部を事業主に返還できることを、企業型年金規約に定めた場合のみ認められます。

なお、資産管理契約に係る資産の運用から得られた収益等に加入者等の所得税や企業の法人税は課せられません。一方、資産残高については、制度を実施している企業等に、退職金等積立金に対する法人税（特別法人税）が課せられます。ただし、特別法人税は現在凍結されています（2026年3月末日までの凍結が確定しています）。

今回は、「資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）」です。

※記載内容は2025年4月1日現在の法令に基づくものです。

※条文の主要箇所には下線が引いてありますので、読み進める際の参考にしてください。